

1288

編 號	C-200	保 期	20	永
關 係		機 期	20	永
		機 種		

勅諭奉戴五十年を迎へ奉りて

昭和七年四月

次官

海陸

軍軍

省省



1289

勅諭奉戴五十年を迎へ奉りて

1290



軍人勅諭下賜

寺崎武男氏筆

明治十五年一月四日赤坂假
皇居内太政官に於て左大臣
右柳川宮熾仁親王、右大臣
岩倉具視及参議等侍立の
上、親しく陸海軍人に對す
る勅諭を賜ふ。

1291

勅諭寫

我國は軍隊は世々天皇に統率し給ふ所よしそは
 昔神武天皇躬つから大伴物部の兵とせを率
 る中國のまゆろとぬせのどせを討ち平け給ひ
 高御座し即ちせられて天下あろしめし給ひし
 より二千五百有餘年を経ぬ此間世の様に移り
 換るし隨ひて兵制の沿革も亦屢ありき古は天
 皇躬つから軍隊を率ふ給ふ御制して時ありて
 を皇后皇太子に代らせ給ふことありしつれど
 大凡兵權を臣下し委ぬ給ふことありし中

世に至りて文武比制度皆唐國風に倣はせ給ひ
 六衛府を置き左右馬寮を建て防人をも設けら
 れしもの兵制は整ひこれとを打續ける昇平よ
 狂きて朝廷の政務を漸文弱よ流せければ兵農
 北のつらう二に分れ古の徴兵はいつとなく壯
 兵の姿よ變り遂に武士となり兵馬の權は一向
 よ其武士どもの棟梁たる者よ歸し世の亂と共
 よ政治の大權も亦其手よ落ち凡七百年の閑武
 家の政治とは有りぬ世の様は移り換えて斯る
 れるは人力もて挽回をへきよ何らぞとぞいひ

なから且は我國體に戻り且そ我祖宗の御制に
 背き奉り淺閑しき次第なりき降りて弘化嘉永
 の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國は事ども
 起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕
 か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱
 し給ひしこそ忝くも又惶々然るも朕幼くし
 て天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返
 上し大名小名其版籍を奉還し年を経せして海
 内一統は世どあり古の制度に復しぬ是文武の
 忠臣良將ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖

宗の專蒼生を憐み給ひ御遺澤なりといへども併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知らざるか故よこそあれされハ此時り於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年の程み陸海軍代制をは今様一建定めぬ夫兵馬比大權ハ朕か統ふる所あるハ其司々をこそ臣下ハは任をるれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下よ委ぬへきものにあらず子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握せざるの義を存して再中世以降の如き失體なから

らんことを望むなり朕を汝等軍人の大元帥ある
 るをされは朕を汝等を股肱と頼み汝等は朕を
 頭首と仰ぎてそ其親を特み深るへき朕か國
 家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報い
 まわらばる事を得るも得ざるも汝等軍人か其
 職を盡せと盡さゝるとに由るそかゝ我國の稜
 威振えさることあらそ汝等能く朕と其憂を共
 にせよ我武維揚まゝ其榮を耀させ朕汝等と其
 譽を偕よびへい汝等皆其職を守り朕と一心よ
 るまで力を國家の保護し盡さは我國の蒼生ハ

永く太平の福を受け我國に威烈を大し世界に
 光華どもありぬへし朕斯を深く汝等軍人に望
 むるれハ猶訓諭すへき事こそ有まいてや之を
 左に述へむ

一軍人の忠節を盡を本分としへし凡生を我
 國に稟くるもの誰かを國に報ゆるの心な
 るへき況して軍人たらん者を此心の固から
 てる物の用り立ち得へしとも思はれず軍人
 ふして報國の心堅固ならざるハ如何程技藝
 熟し學術長するも猶偶人よひとしかば

へい其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存
 せざる軍隊ハ事ニ臨みて烏合の衆ニ同かる
 へい抑國家を保護し國權を維持せざる者兵力
 小在れハ兵力の消長ハ是國運の盛衰あるこ
 とを辨へ世論ハ惑えり政治ニ拘らば只一
 途ニ己ハ自分の忠節を守り義ハ山嶽よりも
 重く死ハ鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を
 破りて不覺を取り汚名を受くるものれ
 一軍人ハ禮儀を正くせへい凡軍人ハ皆上元帥
 より下一卒ニ至るまで其間ニ官職の階級ハ

りて統屬せるのゑらび同列同級とても停
 年ねん小こ新しん舊きゅうあれハ新しん任にんの者ものハ舊きゅう任にんのもの小こ服
 従じゆせへたせのそ下か級きゅうのせのち上じやう官くわんの命めい受う承じやう
 ること實じつハ直ちやくに朕ちんか命めいを承うる義ぎなりと心得こころえ
 よ己おのれか隸れい屬じやくせる所にところほらびども上じやう級きゅうの者ものを
 勿なほ論ろん停てい年ねんの己おのれより舊きゅうきせの小こ對たいふと總すべへ
 と敬けい禮れいを盡つひへ又また上じやう級きゅうの者ものを下か級きゅうのせの
 小こ向むかひ聊りやうを輕けい侮ぶ驕きやう傲がうの振ふ舞まひはぬへからせ公
 務くの爲ため小こ威い嚴げんを主しゆとせる時ときハ格かく別べつをまとも
 其その外ほかを務つとめて懇こん小こ取と扱さつひ慈じ愛あいを專せん一いつと心こころ掛か

け上下一致して王事小勤勞せよ若軍人たる
 ものよゑて禮儀を素王上を敬ハせ下を惠ま
 せゑて一致の和諧を失ひたらんハ番軍
 隊の毒毒たるのみハ國家の爲にもゆるし
 難き罪人なるへし

一軍人は武勇を尙ふへし夫武勇ハ我國よそを
 古よそいとも貴へる所なれを我國の臣民た
 らんもの武勇なくてハ叶ふまゝ況し軍人
 を戦に臨み敵に當るの職あるを片時も武勇
 を忘れてよかるへきかさはあれ武勇を大

勇いさあと小こ勇いさあと同おなからは血ち氣きうとやと粗こ
 暴あの振ふ舞まあとせんの武ぶ勇いさとの謂いひ難し軍人じん
 たらむをの常つねふ能く義理りを辨へ能く膽力ぢから
 を練ねり思慮りょを殫えて事を謀るへ小こ敵てきたり
 とを侮あらず大たい敵てきたりとを懼ます己おのれの武ぶ職しやくを
 盡つさむとそ誠まことの大勇いさふをあまされの武勇いさを
 尙たふをの常々つね人ひとみ接るよと温和わんわを第一だいいちと
 諸しよ人にんの愛敬あいけいを得む心掛かけよ由よしるき勇いさを
 好このみて猛威まういを振ひたらハ果々こころと世人よじんを忌嫌いきらひ
 て豺狼さいろうあの如ごとく思ひなむ心すへきことよ

こそ

一軍人ハ信義を重んずへ凡信義を守らんと
 常ノ道ヲあれとわきて軍人ハ信義なくて
 一日も隊伍の中ニ交りてあらんこと難か
 るへ信と己か言を踐行ハ義と己分
 を盡せをいふるりされハ信義を盡さむと思
 ハ始より其事の成し得へき得へりらさ
 るを審し思考せへ一臆氣ある事を假初
 諾ひてよるた關係を結ひ後至りて信義
 を立てんとそれハ進退谷りて身の措き所

苦むことあり悔ゆとも其詮あり始に能く事
 の順逆を辨へ理非を考へ其言を所詮踐むへ
 うらそと知り其義ハとてを守るへからそと
 悟まなハ速に止るこそよけき古より或ハ小
 節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或
 ハ公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守り
 ぬたら英雄豪傑とせか禍に遭ひ身を滅し屍
 の上の汚名を後世まで遺せること其例尠の
 らぬを深く警めてやハあるべき
 一軍人の質素を旨とせへ凡質素を旨とせさ

れハ文弱ニ流れ輕薄ニ趨リ驕奢華麗の風を
 好み遂ニ老貪汚ニ陥リて志を無下ニ賤く
 リ節操も武勇も其甲斐なく世人ハ爪を以て
 せらるゝ迄ニ至リぬへし其身生涯の不幸な
 りといふ事多ク愚あり此風一もハ軍人の聞
 け起リてハ彼の傳染病の如く蔓延し士風も
 兵氣も頓ニ衰へぬへたこと明かり朕深く之
 を懼れて曩ニ免黜條例を施行し略此事を誠
 め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂む
 て心安からぬハ故ニ又之を訓ふるそのハ汝

等軍人ゆえ此訓誡を等閑ふる思ひそ

右の五ヶ條ハ軍人たらんをの暫を忽よすへの
 りをさて之を行はんハ一の誠心と大切に
 之抑此五ヶ條ハ我軍人の精神ふいて一の誠心
 ハ又五ヶ條の精神あり心誠をらさむハ如何
 る嘉言を善行を皆うハへの裝飾ふて何の用
 かハ立つへき心たふ誠あれハ何事を成るを
 うかゝ况てや此五ヶ條ハ天地の公道人倫の
 常經あり行ひ易く守り易く汝等軍人能く朕か
 訓ふ遵ひて此道を守り行ひ國小報ゆるの務を

1306

御名

明治十五年一月四日

盡つさくも日本に國こけ蒼そう生せい舉こりて之これを悦よろこひおんん朕ちん一いち
人ひとの憚おそのみおらんんや

朕茲ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系
ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕カ親愛スル陸海軍
人ニ告ク

惟フニ皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ訓
諭シ一誠以テ之ヲ貫ク可キヲ示シ給ヘリ汝等
軍人ハ夙夜此聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國
威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼
成シタリ

朕ハ朕カ統率スル所ノ軍隊ハ卽チ是レ皇考ノ
慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等

軍人ノ忠勇ニ信倚シ皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々
 皇國ノ光威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉ヲ増進セムコ
 トヲ冀フ汝等軍人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直
 ニ之ヲ朕カ躬ニ効シ愈々奉公ノ志ヲ鞏クシ思
 索ノ選ヲ慎ミ宇内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ
 伴ヒ拮据勵精各其本分ヲ竭クシ朕カ股肱タル
 ノ實ヲ舉ケ以テ皇謨ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ

大正元年七月三十一日

御名 御璽

朕祖宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ大統ヲ嗣クニ
臨ミ朕カ股肱タル陸海軍人ニ告ク

惟フニ皇祖考夙ニ汝等軍人ニ聖訓ヲ降シ給ヒ
皇考亦申ネテ聖諭ヲ垂レ給ヘリ汝等軍人眷々
服膺シ克ク匪躬ノ節ヲ效シ盡忠報國ノ偉績ヲ
建テタリ

朕ハ先朝ノ慈育愛撫シ給ヘル軍隊ヲ念ヒ切ニ
汝等軍人ノ忠誠勇武ニ信倚シ列聖ノ遺業ヲ紹
述シ倍々國威ヲ顯揚シ億兆ノ慶福ヲ増進セム

コトヲ冀フ

汝等軍人其レ克ク朕カ意ヲ體シ先朝ノ訓諭ニ
遵由シ審ニ宇内ノ大勢ヲ察シ深ク時世ノ推移
ニ鑒ミ切瑳砥礪愈々操守ヲ固クシ一意奉公ノ
至誠ヲ擢テ以テ宏猷ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ
昭和元年十二月二十八日

御名 御璽

昭和七年一月四日下賜

勅語寫

皇祖考特ニ明勅ヲ陸海軍人ニ賜ヒシヨリ茲ニ五
 十年汝等克ク五條ノ大綱ヲ守リ皇考ノ遺訓ヲ奉
 シ朕カ意ヲ體シテ日夜軍人精神ヲ養ヒ力ヲ協セ
 心ヲ一ニシテ報效ノ實ヲ舉ケ忠良ノ誠ヲ擢ツ
 朕ハ切ニ汝等ヲ股肱ト頼ミ先朝ノ愛撫シ給ヘル
 軍隊ニ信倚シテ國基ヲ恢弘シ國光ヲ宣揚シ以テ
 列聖ノ照鑒ニ對ヘムコトヲ庶幾フ汝等軍人益職
 分ヲ勵ミ彌節操ヲ固クシ其重任ヲ全クセムコト
 ヲ期セヨ

奉答文寫

勅諭拜受ノ五十周年ニ値リ優渥ノ
聖旨ヲ賜ハリ恐懼措ク所ヲ知ラス臣等
殊遇ニ感激シ信倚愈重キヲ念ヒ心力ヲ
竭シテ忠節ヲ勵ミ股肱ノ本分ヲ全クセ
ムコトヲ期ス

昭和七年一月四日

海軍大臣 大角 岑 生

1312

奉答文寫

勅諭拜受ノ五十周年ニ値リ優渥ノ
聖旨ヲ賜ハリ恐懼措ク所ヲ知ラス臣等
殊遇ニ感激シ信倚愈重キヲ念ヒ心力ヲ
竭シテ忠節ヲ勵ミ股肱ノ本分ヲ全クセ
ムコトヲ期ス

昭和七年一月四日

陸軍大臣 荒木貞夫

1313

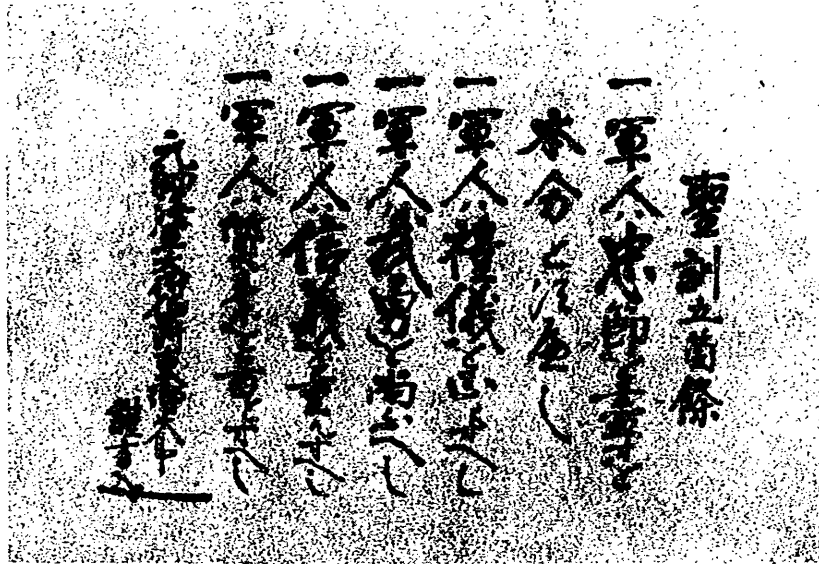
誠_{マコト}恐_{オソ}誠_{マコト}懼_{オソ}謹_{マコト}テ奏_{マコト}ス
 陛_{ミカド}下_{シタ}登_{ノボ}極_{ノボ}ノ初_{ハジメ}特_{トク}ニ聖_{ミコト}勅_{ツケ}ヲ
 先_{マサ}朝_{アサ}ノ訓_{ノリ}諭_{ノリ}ニ遵_{ノボ}由_{ヨリ}シ宇_{ウツ}内_{ノチ}ノ大_{オホ}勢_{セキ}ト時_{トキ}世_ヨノ
 推_{オシ}移_シトニ鑒_シミ操_{マツ}守_{マツ}ヲ固_{カタ}クシ至_{マツ}誠_{マコト}ヲ擢_{オシ}ツヘ
 キヲ訓_{ノリ}ヘ給_{マツ}フ臣_{ミコト}等_ト威_イ激_シノ至_{マツ}ニ勝_{マツ}ヘス拳_{コブ}拳_{コブ}
 服_{ウケ}膺_シシテ夙_{ソク}夜_ヤ懈_ヘラス唯_{タダ}及_{マツ}ハサラムコトヲ
 恐_{オソ}ル謹_{マコト}テ按_{マツ}スルニ明_{アカ}治_シ十五_ゴ年_{ネン}一月_{イツキ}四_ヨ日_{ニチ}勅_{ツケ}
 諭_{ノリ}ヲ陸_{リク}海_{カイ}軍_{イクサ}人_{ヒト}ニ下_シシテ五_{イツ}條_{ジョウ}ノ大_{オホ}綱_{カサネ}ヲ示_シシ
 給_{マツ}ヒシヨリ慈_{ニギハヤ}育_ヒ愛_{アイ}撫_{ニギハヤ}ノ恩_{オン}光_ヒニ浴_{ニギハヤ}スルコト
 爰_{ココ}ニ五_{イツ}十_{ジュウ}年_{ネン}臣_{ミコト}等_ト乏_{マツ}シキヲ股_{マツ}肱_{マツ}ノ重_{オモシ}任_ニニ承_{マツ}

誓詞

臣_{ミコト} 臣_{ミコト}
 貞_{マコト} 岑_{マコト}
 夫_ト 生_{マコト}

ケ深ク聖旨ヲ肝銘スル者此ノ記念日ヲ迎
 ヘテ區々ノ微忱自ラ止ムヘカラス益志氣
 ヲ振作シ愈報效ニ精進シ先士ノ志ヲ繼キ
 テ後人ニ矜式スル所ヲ知ラシメ終始一貫
 上ノ下力ヲ協セテ以テ
 陛下ノ信倚ニ對ヘ國體ノ精華ヲ顯揚シ宏
 猷ヲ翼賛シ奉ラムコトヲ誓フ伏シテ希ク
 ハ
 叡鑒ヲ垂レ給ハムコトヲ
 臣等生貞夫誠
 恐誠懼謹テ奏ス
 昭和七年一月四日

海軍大臣 臣 大角 岑 生
 陸軍大臣 臣 荒木 貞 夫



上記は東郷元帥が、大正十四年調査せしものにて原巻は目下江田島海軍兵學校に保存せられあり

勅諭奉戴五十年を迎へ奉りて

目次

第一序論	一頁
一 皇軍の本質	四
二 傳統の武徳	五
第二 皇軍の建設	七
一 皇軍建設の史實	八
二 兵馬の權	一六
三 徴兵	二二
第三 勅諭下賜	二六
第四 勅諭要義	三七

1311

一	前文要義	………	三七
二	各節要義	………	四三
三	後文要義	………	六三
第五	皇軍の五十年	………	六五
一	仁義の師	………	六八
二	明治以後の實績	………	七一
第六	結言	………	八二
附圖	日本國勢進展概見圖		

二

勅諭奉戴五十年を迎へ奉りて

第一序 論

明治天皇が王政復古の大號令を下し、維新の鴻基を定め給ひしより今日まで、僅々六十有餘年の間に、久しく東海に偏立して居た我が國が、遂に世界の日本にまで躍進したのは、世界人の齊しく驚異の眼を瞪る所である。否日本國民としても、内に自ら顧みるとき、而して其偉大なる國家的發展を思ふとき、其處に我が國家、我が民族の優越に對する誇を感じると共に、更に神奇的なる一種不可思議の感に打たれ、將來に於ける我が使命の益、重さを自覺せざるを得ない。之を軍備に見るに、維新當時、朝廷に一兵の備もなく、大砲も、軍艦も、纔に形ばかりの物に過ぎなかつた我が陸海軍は、六十年の間に、健實なる發達を遂げ現制の如き整然たる組織を備へたのである。而して陸海軍創設の時代に於て、皇軍は其形式こそ洋

風に做つたとはいへ、所謂和魂洋才と謂ふべきか、其無形的内容に至りては、皇國獨得の精神を基調として居つた。斯くて只管其發展に精進したる結果、年を経ずして、列強の企て及ばざる精銳なる皇軍の現出を見、他をして瞠若たらしむるに至つた。然らば皇軍の精神的內容とは果して如何。他なし傳統の國民道德であり、軍人精神である。而して軍人精神の本體は果して如何。

明治十五年一月四日、陸海軍に下賜された勅諭は、軍人精神の何ものなるかを五箇條の要綱に示し、一つの誠心を以て之を貫くべきを、懇に訓へ給うたのである。皇軍の將兵は、常に此尊き御訓を奉體して、日夜武徳の修養にいそしみ、相勵まして只管大御心に副ひ奉らんことを期した。實に軍人の勅諭に對し奉るや、遵奉すべきものとの觀念より一步進んで、無雙の信仰對象とすら拜して居るのである。斯くて皇軍は、居常御諭の條々を拳々服膺し、皇國の御楯となり、内に於ては中正不偏の存在として其操守を堅くし、以て上は叡慮を安んじ奉り、下は國民の期待に副はんことを努めて居る。

翻つて皇軍が斯くの如き發達をなし得た所以を知らんと欲せば、先づ我が皇軍建設の本

義と、皇軍の本質とを詳にせねばならぬ。而して苟も建設の歴史を知り、現皇軍の儼立を思ふとき、誰か近代的皇軍の創建を遂げ給ひし明治天皇の御威徳に感激せざるものあらんや。今や皇國は正に重大なる時局に直面して居る。而して國家の正義貫徹の爲、外には陸海軍人破邪の劍を揮ひ、内には國民一致の支援を送り、眞に文字通りに同胞一體の眞善境を現出して居ることは、此國家難局に際し、蓋し一偉觀である。而も此状態が秋も秋、勅諭奉戴滿五十年の今日に現はれ來れるのも、思へば天意か、何たる靈象、何たる靈縁ぞや。

曩に皇軍の精神的內容として國民道德と軍人精神とを擧げたが、其精神的內容たる國民道德と軍人精神とは、正に一あつて二ならざるものである。されば國民道德を示し給ひし教育勅語に、「之ヲ中外ニ施シテ悻ラス」と宣はせ給へば、軍人精神を諭し給へる勅諭に「天地の公道人倫の常經」と仰せ給ふ。兩勅一元に歸すべきことは、以て拜察し得る所であらう。勅諭奉戴滿五十年の記念として、軍人勅諭に關して謹記し、之を廣く頒布する所以、亦實に茲に存する。

(本書に奉載せる勅諭は原文に據る、其他引用文亦概ね然り。)

一 皇軍の本質

四

「我國此軍隊は世々天皇に統率し給ふ所よそゝる昔神武天皇躬つから大伴物部の兵とを率ゐる中國のまゆろえぬをとを討ち平け給ひ」とは、勅諭の首に仰せられてある。實に皇軍は創建の初から、天皇の親しく統べさせ給へる所であつて、斯の土に君臨あらせられた神孫直々に、至尊の御身を以て、躬ら劍を執り、軍に將として、士卒に先んじ、信義を盾とし、武勇を矛として國土を鎮め給うたのである。故に王侯相將寧んぞ種あらんやなどと唱へて蹶起した支那の一權力者の如く、武力を藉りて暴威を恣にし、専ら侵略をこととし、武徳を潰すものとは全く其趣を異にして居る。正義の爲にこそ皇軍は働け、古往今來、未だ皇軍に私闘の事實の存在するを見ない。而して將兵は、事なき日は内に力を養ひつゝ、中正の存在として、只管修養に努め、事ある日には直に大元帥の下に馳せ參じ、君の仰のまゝに、御楯となつて忠死するを光榮と心得、又本分と確信し來つたのである。明治十五年勅諭を賜ふや、建軍の本義は極めて明に示されてある。即ち「朕を汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首

と仰きてそ其親を特み深うさへき」との仰せを拜して居つて、名實共に天皇の軍隊である。思ふだに畏き極みである。噫、感激は凝つて百練の忠誠心は益、堅い。

更に大正天皇、今上陛下御踐祚に際しては、毎に此聖訓を奉體し、軍人の本分を盡すべきを重ねて諭させ給ふ、聖訓は又御歴代の御心である。噫、感激は愈、慕る。

二 傳統の武徳

遡つて我が國祖先の武徳を観るに、大伴物部の遠祖以來、承け傳へた尙武の氣風は、國民の習性となつて形に現はれ、君父に事ふる忠孝の心愈、厚く、己の爲すべき事を爲さるるを、無上の恥と心得、上下の分別を明にして禮の本體を辨へ、人に接るまじはの温和となり、恥を知るの勇となり、遂に大和魂と唱へらるゝものを成すに至つた。更に史實を檢すれば、支那大陸との交通が開け、唐の制度を模倣するに至つた頃から、自ら文弱の弊を生じたが、是等の弊風に犯されなかつた地方の人々の内に残つた質實剛健の風は、やがて武士道と名をかへ、従前にも増した美徳を作り出した。即ち家の子郎黨の主に對する親しみは益、高潮し、

義を重んじ死を輕んじ、己れ一身は勿論、一家一門同族の面目の爲、將た又長上の爲、身命を擲つて辭せざるの覺悟を常平生から固め、義の爲に死を惜む心は、露ばかりもなかつた。斯くの如く、武家時代になつてから、自己の事へる主に對する道徳は大に發達せしに反し、君上を尊び、國家を思ふ勤王護國の精神は消磨したかの如く見えたが、大事に際しては忽ち勃發し甦生した。元寇の際の如きは、其最も著しい例をなす。斯くの如く我が國民性が砥礪せられたるに對し、或は我が神道に負ふ所多しと謂ひ、或は外來の佛儒二教を藉つて、武徳涵養の材題としたから、大成を得たと論ずるものもあるが、彼といひ、此といひ、何れも玉を攻く他山の石に過ぎずして、我が國民精神其ものではなかつた。之を一言に謂ふならば、敬神崇祖に淵源したる忠孝一本の不文の教義から出たもので、遠く大伴氏の訓とした「海行かば水漬く屍、山行かば草生す屍、大君の邊にこそ死なめ、のどには死なじ」の歌で其精神は盡きて居る。

父祖義烈の血は、脈々として我等子孫の血管中に流れて居る。累次の征戰に於ける皇軍將兵の働きは、之を如實に示して居る。而して尙民族的傳統たる奉公正義の信念は、明治以降

各人の自覺の裡に、益々く刻銘せらるゝに至つた。其動機は何か、曰く勅諭下賜是である。

第二 皇軍の建設

我が國體は遠く神代の古きに定まる、一君萬民の眞善美は、萬代を貫き、皇軍の本質は舊く建國の遠きに決す。而して義勇奉公の忠義心は千歳に流れて居る。我が皇軍は、此尊き國家を守るべく、其自らの本質を充たすべく、忠義心凝りたる全國民を以て編組せらるべきものであつた。

謹みて按ずるに、皇軍は天皇の親しく統率し給ふ所の軍隊であつて、兵馬の大權は假初にも臣下に委ねらるべきものではない。洵に畏きことながら、大元帥たる天皇は陸海軍人の頭首とまで仰せられたのである。此大御詔は即ち皇軍建設の本義を闡明せられたものである。然るに世に隆替あり、洵に遺憾のことながら、治く人の知る通り、兵農分離を端緒として、聞くもいまはしき武家時代といふ一期が、歴史に劃されて居る。此武家七百年の永き間、我が國には私兵はあつたが、現今の如き天皇の軍隊、國家の軍隊は一兵もなかつた。此混沌たる

間から今の如き眞の皇軍を創建遊ばされた明治天皇の御苦心は誠に恐れ多き極みであつた。

八

一 皇軍建設の史實

維新當時に於ては、各藩の私兵こそあれ、國家的軍隊がなかつたから、此等藩兵を統制し、改編し、以て皇軍を創建することは甚だ難事であつた。此大事業の端緒としては、先づ大村益次郎永敏の五大綱目即ち大村兵部大輔の兵部前途の見込五ヶ條(明治二年十一月兵部省の意見として進達し決を仰きたるもの)を擧げねばならぬ。而して其施設の方針に於て、新に幹部を養成することに力が注がれてゐることは大に注意すべきであつて、其文獻は左の通りである。

一 今般大阪に於て海陸軍練兵所并に兵學寮御取立相成度事

大阪は所謂海陸四達の要地にして皇國の中央に位す四方の變に應じ易し故に軍務の根本たる學校等を立つる此地を以て最上とす

第一 兵部省役廳を設建すべき事

第二 海陸兵學寮を造營すべき事

兵備の精粗は士官の良否により故に人才を教育するを以て最も先務とす
 第三 陸軍の屯所を建築すべき事

兵士無ければ操練の實技擧らざればなり

第四 砲銃火藥製造局を置くべき事

天下の砲器火藥は方今外國より償求す是尤も兵法の忌む所なり速に國內に於て製造せん事を要す

第五 軍醫院を設置くべき事

是又海陸兩軍共に缺くべからず但し即今同府の大阪府大病院より兼しむべし

右の條々何れも府城内外に造營せん事を要す但し火藥製造所は豫め山城の國宇治に決す

一 屯所は當時銃兵大隊の造營成就するを以て過日既に京都河東精兵凡百人繰込置けり不
 日兵隊を入れ右兵士を教授せしむ

一 兵學寮造營并に鑄造火藥製造所病院等を造營に及ぶべし續て軍艦一艘を攝海へ繋ぎ洋

人と雇入之を以て海軍の初業とす

右何れも洋人を雇ひ入るべし

然るに大村は不幸賊手に傷いて、明治二年十一月に他界したから、之が實現完備を見なかつたが、山田顯義(後の中將伯爵)が旨を承け繼いで、第一に手を著け、三年に歸朝した山縣有朋(後の元帥)公爵にして、二年四月露佛二國の視察を命ぜられ、西郷從道と共に米國を経て歸朝)が、之に據て鹽梅し、歳と共に兵制確立するに至つた。而して之に據り創設せられたのが即ち大阪の兵部省、兵學寮を始とし、大阪城内の兵營、軍事病院、砲兵工廠等であつて、宇治の火藥製造所も亦計畫通り略、目鼻がついた。

其後東京に兵部省が移されてからも、兵部省の中樞は尙大阪に残り、其他教育機關たる兵學寮等も同様であり、京都の操練場も大阪に移された。又海軍方面では海軍の事を取扱つた軍務官(兵部省の前身)の役所は最初兵庫に、其出張所は越前の敦賀にあつたが、後東京に移つた。要するに我が陸海軍は大阪地方を發祥地とし、後東京に移つたのである。

皇軍を建設して、全國賦兵の制を布くまで、以上の如くさし當り幹部の養成に著手したのは、當然の順序であつたが、然し幹部のみを以てしては軍隊の編成は出來ぬ。之が爲諸藩兵

を一時徴召して國內の鎮戍に充てることとし、急場を凌がんとした。然しながら當時の藩兵は、概ね洋式の訓練を経たとは言へ、夫々區々の式を用ひて居たから、是非共一つの方式に、改編訓練し直さない限り、合同の指揮統御が困難な状況にあつた。當時最も新式と見られた普式、即ち獨逸の兵制を採つて居たのが和歌山藩で、他は蘭式も、英式も、佛式もあつた。徳川幕府は疾くに洋兵の訓練に着手して、所謂歩、騎、砲の三兵種を建設し、佛國軍人を傭聘し、相當習熟の域に達して居り、尙此外に佛式の教育を受けて居つたものは相當に多かつた。此關係も、原因の一つとなり、佛式の採用が一番急場の良策であると見たので、兵部省は、初めから佛式を諸藩に勧誘し、明治三年になつて、始めて佛式を陸軍に採用するの令を出した。當時斷然獨逸式を採用すべしとの意見もあつたが、其書を読み得る者が至つて少く、教師其人を得るにも困難であつたので、寧ろ研究習熟中の者多く、且傳習に都合であつた佛式を採つたと謂ふ事情である。然るに、明治三年は西曆千八百七十年に當り、恰も普佛戦争の時で、而も佛蘭西が一敗地に塗れたのに拘らず、其敗れたる佛國の式を採つたのは一奇でもあつた。斯くして舊藩の雇教師であつた佛人を選出し、次で明治五年新にマ

ルクリー以下十六名の上下士官を佛國から雇ひ入れて、著々訓練を進め、ミニエー等を招聘した後は、益々其整備を見るに至り、來遊の露國親王(十五年)、伊國王族(六月)を驚かした程進歩した。皇軍の建設が斯くも豫期以上の進展を示したに就ては、徳川幕府の下に活躍した人々が、簡拔されて其任に當つたことも、餘程與つて力ありしと謂ふべく、殊に沼津兵學校の教育に従事し、其頭取であつた西周以下の功績は没すべからざるものがある。

一方海軍に於ては、安政元年和蘭政府より幕府に献上した最初の蒸汽船觀光丸(舊名ス)を海軍々人の練習用に充て、和蘭人を教官として實地訓練を行ふこととなり、同二年長崎に海軍傳習所を置いて、勝麟太郎(海舟)を其所長とし、幕府から選抜して練習生を派遣し、航海術、砲術、機關術、造船術等を教育し、肥前其他、各藩からも委託生を多數入所せしめ、茲に我が海軍創設の端を發したのであるが、同四年には既に日本人のみの方で、觀光丸を江戸に回航せしめ、次で萬延元年には、僅に二百五十噸の咸臨丸を以て獨力太平洋を乗り切り、米國柔港に至る遠洋航海に成功する程の進歩を見た。其後、英米其他の列強と條約を結ぶに至り、國際關係は最早和蘭人をして日本海軍の教育に當らしむるを許さない狀況となり、我が海軍

でも亦、世界第一の海軍國たる英國へ多數の留學生等を送ることとなり、専ら艦を英海軍に採る有様となつたので、遂に明治三年英式を海軍に採用するの令を出すに至つた。

事情右の如く、我が陸軍兵制は當初佛式を、又海軍は英式を採つたのであるが、決して精神まで佛國風や英國風を模倣したのではなかつた。即ち技術上形而下の事に關しては、彼に師事し、傳習を勵んだけれども、精神的方面の修養は、徹頭徹尾、我が士道を本宗とし、傳統の大和魂に立脚して一貫し來つたのであつた。一方佛國政府の選抜派遣したる軍人教師は皆相應の人物で、歸國後相當の地位に上つた者もあつた。佛國政府が如何に教師の選定に注意したかは、函館脱走の幕臣に加祖した同國軍人を、法に據て處斷し、之を刑餘の武人なりとして、明治政府からの雇繼交渉に、容易く應じなかつた例に見ても略想像し得る。然し兎角洋人を所謂毛唐扱にした時代でもあり、血氣盛りの武人達の集りでもあり、且は又、言語習性の差による行違ひもあり、時には佛人の暴慢もあつたらしく、感情の衝突もあつた。而して苟も我が國風に恃り、威信に關する問題と見た場合は、我が方は毫も臆せず屈せず糺彈し、一步も假借せぬ堂々たる態度に出で、我が皇軍の恥辱、政府の恥辱、國民の恥辱は斷じ

て許さず、我が天皇の御稜威を汚さんことを懼れた意氣は、記録に見えて居る。此意氣込であつたから、教導團生徒や、兵學寮の青年幼年舎、扱は戸山學校の生徒等が熱心に傳習に努め、此等の内より優秀者が輩出したのである。

當時陸軍の右教育機關では、大體に於て青年生徒に士官たるの速成教育を施し、術科を主とし學科を副とした。又幼年生徒には最初から學科を主として術科を従とし、二つながら完備熟達せしむる正規の課程を履ませた。そして、戸山學校は士官下士の復習乃至訓練所で、教導團は下士の養成所であつた。次で明治七年兵學寮を廢し、教導團、戸山學校、幼年學校及士官學校を本省の直轄とした。士官學校は無論士官の養成に力を注ぐものであつて、幼年學校卒業者の外は教導團生徒卒業の優秀者、或は一般の應募者を試験格例によつて生徒に採用した。又海軍に於ても、明治二年東京築地に海軍操練所を設け、同三年之を海軍兵學寮と改め、更に同九年兵學寮を廢し、海軍兵學校を置かれ、海軍士官の養成に努めたのであるが、是亦、一般志願者より生徒を選抜した。此等の制は現今も繼續されて居り、軍の幹部には、其何人たるを問はず、試験に合格すれば成れるのである。従て我が皇軍は上は大將より下は

一兵に至るまで、悉く誰でも之に出身し得るの制である。之を他邦の貴族或は政黨色を有するものにあらざれば、將校に成り得ざるが如き國に比すれば、大に其趣を異にする所で、之は四民平等の御趣旨になる五條の御誓文の御精神ともよく符節が合つて居り、和を以て成る所以でもある。我が皇軍の強みは亦一つは茲にあるものと謂はねばならぬ。

斯くの如くにして皇軍は逐次發展の道程を辿り、軍制は次第に整ひ、幹部の教育も進むと共に、一方徵召の制も亦逐次改善され、部隊の編成せらるゝものも、年を逐うて其數を増し、陸軍は此頃不齊一の銃器を用ひて、或は佐賀の暴動を鎮め、或は明治七年進んで臺灣蕃地の討伐をも決行した。此間海軍は英國式に則り、三年以後海軍操練所に於て教育を始め、艦船は諸藩より收納のもの、外、一、二の新造を見たのみであつたが、臺灣役の輸送護衛にも江華島の事件(八月)にも威力を示し、殊に十年の西南役には陸兵の輸送、掩護等協同作戰に力を盡した。而して、十年の役には、血で血を洗ふ苦い體驗を嘗め、皇軍の建設に一暗影を投じたが、一面には之によつて國民皆兵制に依る軍隊の實力に自信を得、愈、此制の建設充實に邁進するの機運に向つた。斯くて明治十五年勅諭下賜の頃には、陸軍は歩兵十六箇

聯隊、騎兵一箇大隊、砲兵七箇大隊、工兵三箇大隊、輜重兵一箇中隊と五箇小隊を備へて、後日の六箇師團の基礎となり、海軍は軍艦名のあるもの二十隻を算するに至つた。其他軍艦清輝等の建造、村田銃の創製をも見、僅々十五年の間に、皇軍は立派に其輪郭を整へ、將來の發展を約束づけられ、明治二十七八年の役に、大捷を博する基が固められたのである。

二 兵馬の權

凡そ世界各国の文物制度を觀すれば、極めて區々である。政權に關しても、其國體、國家成立の事情等に依り、主權者は國を統べる(うしほ)權利を有して、而も治める(のしらす)と謂ふ意義なき國もある。兵馬の權に關しても、同じく其國情に依り、一國の主權者にして、而も之を掌握し得ぬものもあり、又縱へ之を掌握すと稱するも、唯其一部を委ねられあるに過ぎざるものもある。

我が國は建國の昔から、天皇躬ら兵を率ゐて、征討に従事せられ、軍隊の行動は決して天皇の統率し給ふ以外には出でない。即ち兵馬の大權は、何時も天皇の掌握し給ふ所で、祭政

と共に、臣下の私するを許されぬ儼然たる掟になつて居る。建甕槌、經津主の二軍神の事は固より、神武天皇の御東征には、初めより大伴物部二氏族の軍隊を統率せられた。其後神功皇后は三韓征伐に際し、仲哀天皇崩御の爲、代つて大權を執り給へる等の例はあるが、兵馬の權を臣下に委ねられた例は決してない。然るに大化の改新頃から支那の模倣時代に移り、唐の六典に擬へた制度が行はるゝに及び、其兵制は外形上大に組織化されたが、武士の横暴につれ、兵馬の權は、朝廷から此等の者の手に移る勢を馴致し、凡そ七百年の間は、我が國體に戻つた制が行はれたのであつて、勅諭の前文中に此事に就て、「且は我國體に戻り、且之我祖宗の御制に背き奉り淺聞き次第なり」と、慨せられてある所以である。然しながら武家政治と雖、之を仔細に研究すると、鎌倉幕府創立以來、武門が權を弄び、朝威が下に及ばぬ姿であつたとはいへ、將軍の任命も、朝廷から出て居たこと、明白であるから、兵權は畢竟、天皇より御委任せられ、統帥權は、一時御預けになつた形を採つたとも謂ひ得る。故に全然朝廷から失はれたのではない。然し其所在は曖昧たらざるを得ずして、明治維新の王政復古となり、兵馬の權が確立したのである。